

令和6年度倉敷市介護保険適正運営協議会資料

令和6年8月8日

倉敷市介護保険課

・ ・ ・ ・ ・ 資料目次 ・ ・ ・ ・ ・

- (1) 令和5年度介護保険事業に係る決算見込みについて（介護保険課）・・・P 1～ 4
- (2) 第8期介護保険事業計画の推計値と実績値との比較について（介護保険課）・・・P 5～ 8
- (3) 要介護認定及び保険給付等に係る状況について（介護保険課）・・・P 9～14
- (4) 介護保険料について（介護保険課）・・・P15～18
- (5) 介護給付適正化について（介護保険課）・・・P19～20
- (6) 介護保険制度改正について（介護保険課）・・・P21～24
- (7) 運営指導の状況等について（指導監査課）・・・P25～26
- (8) 介護保険サービス事業者への行政処分について（指導監査課）・・・P27～28
- (9) 介護サービス提供に係る事故報告件数について（指導監査課）・・・P29～32
- (10) 倉敷市における地域包括ケア推進に向けた主な取組について（健康長寿課）・・・P33～46

(1) 令和 5 年度介護保険事業に係る
決算見込みについて

令和5年度介護保険事業に係る決算見込みについて

介護保険事業の財政運営は、3年間で1期の計画期間として実施している。第8期計画期間（令和3～5年度）の3年目に当たる令和5年度の介護保険事業特別会計の決算見込みは次のとおり。

1 歳入の内訳

（単位：百万円）

歳入科目	令和5年度			令和4年度	令和3年度
	決算額	構成比	前年度比	決算額	決算額
介護保険料	9,247	19.6%	99.8%	9,268	9,260
国庫支出金	10,886	23.1%	101.6%	10,717	10,430
県支出金	6,462	13.7%	100.6%	6,426	6,311
支払基金交付金	11,748	25.0%	102.1%	11,505	11,295
一般会計繰入金	7,007	14.9%	103.6%	6,764	6,703
準備基金繰入金	500	1.1%	125.0%	400	200
繰越金	1,202	2.6%	126.0%	954	848
その他	19	0.0%	100.0%	19	41
歳入合計	47,071	100.0%	102.2%	46,053	45,088

2 歳出の内訳

（単位：百万円）

歳出科目	令和5年度			令和4年度	令和3年度
	決算額	構成比	前年度比	決算額	決算額
総務費	776	1.7%	111.0%	699	747
保険給付費	42,271	91.0%	102.9%	41,066	40,434
地域支援事業費	2,199	4.7%	103.7%	2,120	2,095
準備基金積立金	503	1.1%	147.1%	342	528
その他	710	1.5%	114.0%	623	330
歳出合計	46,459	100.0%	103.6%	44,850	44,134

3 介護保険事業全体の決算見込み

- ・歳入総額：47,071百万円
- ・歳出総額：46,459百万円
- ・歳入歳出差引額：612百万円（翌年度繰越額）

倉敷市の介護給付・地域支援事業等の全体像

【財源構成】 ()内施設等給付費		介護給付〔要介護1～5〕		全国一律のサービス提供	
		介護予防給付（訪問看護・福祉用具等）〔要支援1～2〕			
国	25% (20%)	介護予防の取組とともに、要介護状態等となった場合でも地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業			
県	12.5% (17.5%)	新しい介護予防・日常生活支援総合事業〔要支援1～2、認定を受けていない等の方〕 ○ 介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型・通所型サービス（従前の訪問・通所介護サービス相当） ・短期集中予防サービス ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業 ・住民主体の介護予防活動（サロン活動、いきいきポイント事業の推進）、普及啓発事業 ① 総合事業 ① 審査支払手数料			
市	12.5%				
1号保険料	23%				
2号保険料	27%				
地域支援事業					
【財源構成】		包括的支援事業		② 包括的支援事業 （高齢者支援センター運営）	
国	38.5%	○ 地域包括支援（高齢者支援）センターの運営 （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実）			
県	19.25%	○ 在宅医療・介護連携の推進		③ 包括的支援事業 （社会保障充実分）	
市	19.25%	○ 認知症施策の推進 （認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ等）			
1号保険料	23%	○ 生活支援サービスの体制整備 （生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）		② 任意事業	
		任意事業			
		○ 給食サービス事業			
		○ 介護給付費用適正化事業		○ 家族介護支援事業	
				○ 地域自立生活支援事業	
				ほか	

地域支援事業

(2) 第8期介護保険事業計画の推計 値と実績値との比較について

第8期介護保険事業計画の推計値と実績値との比較について

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における推計値と実績値との乖離状況とその要因を考察するため、要支援・要介護認定者数や介護サービス給付実績等（給付費、利用回数等）の比較を行った。

○要支援・要介護認定者数（令和5年度）

認定者数の推計値31,231人に対し、実績値は29,864人で、対計画比は95.6%となっており、概ね計画どおり推移しているものと考えられる。

区分		推計値(人)	実績値(人)	対計画比
要支援・要介護度別認定者数	要支援1	4,419	4,250	96.2%
	要支援2	5,888	5,501	93.4%
	要介護1	6,333	6,186	97.7%
	要介護2	5,170	4,815	93.1%
	要介護3	3,765	3,704	98.4%
	要介護4	3,300	3,322	100.7%
	要介護5	2,356	2,086	88.5%
合 計		31,231	29,864	95.6%

※要支援・要介護認定者数の実績値は介護保険事業状況報告に基づく。

○介護サービス給付費等（令和5年度）

介護サービス給付費（介護予防サービス含む）の推計値42,506,521千円に対し、実績値は40,370,610千円で、対計画比は95.0%となっている。

		(単位：千円、回、人／年)		
区分		推計値	実績値	対計画比
訪問介護	給付費	1,670,845	1,878,056	112.4%
	回数	643,470	705,182	109.6%
訪問入浴介護	給付費	137,397	94,697	68.9%
	回数	11,384	7,684	67.5%
訪問看護	給付費	1,196,720	1,099,281	91.9%
	回数	293,265	260,130	88.7%
訪問リハビリテーション	給付費	223,380	231,032	103.4%
	回数	78,816	82,655	104.9%
居宅療養管理指導	給付費	399,896	463,542	115.9%
	人数	36,708	40,379	110.0%
通所介護	給付費	5,522,305	4,799,494	86.9%
	回数	728,838	633,177	86.9%
通所リハビリテーション	給付費	2,642,779	2,551,608	96.6%
	回数	289,139	260,745	90.2%
短期入所生活介護	給付費	2,084,950	2,036,145	97.7%
	(日)	244,966	232,983	95.1%
短期入所療養介護	給付費	99,042	65,531	66.2%
	(日)	8,139	5,163	63.4%
特定施設入居者生活介護	給付費	3,077,249	2,654,148	86.3%
	人数	17,652	14,511	82.2%

区分		推計値	実績値	対計画比
福祉用具貸与	給付費	1,629,254	1,703,818	104.6%
	人数	140,688	139,469	99.1%
特定福祉用具販売	給付費	64,913	73,204	112.8%
	人数	2,076	2,256	108.7%
地域密着型通所介護	給付費	1,223,973	1,174,056	95.9%
	回数	161,660	154,324	95.5%
認知症対応型通所介護	給付費	296,055	218,987	74.0%
	回数	28,069	20,504	73.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費	2,177,798	1,797,808	82.6%
	人数	11,616	9,443	81.3%
認知症対応型共同生活介護	給付費	4,199,045	3,899,940	92.9%
	人数	16,536	14,952	90.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	208,712	193,661	92.8%
	人数	1,032	982	95.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	1,793,595	1,617,804	90.2%
	人数	6,216	5,467	88.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	122,222	323,874	265.0%
	人数	708	1,966	277.7%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	792,246	500,653	63.2%
	人数	2,652	1,839	69.3%
住宅改修	給付費	186,510	194,944	104.5%
	人数	2,280	2,343	102.8%
居宅介護支援	給付費	2,124,567	2,153,032	101.3%
	人数	189,132	182,406	96.4%
介護老人福祉施設	給付費	5,151,430	5,158,215	100.1%
	人数	19,320	19,326	100.0%
介護老人保健施設	給付費	4,621,488	4,633,569	100.3%
	人数	15,900	15,492	97.4%
介護療養型医療施設	給付費	0	263,776	-
	人数	0	781	-
介護医療院	給付費	860,150	589,735	68.6%
	人数	2,268	1,668	73.5%
介護サービス給付費計		42,506,521	40,370,610	95.0%

※令和5年度の介護サービス種別ごとの受給者数及び介護給付費等について、推計値は第8期介護保険事業計画に掲載した額及び数値、実績値は介護保険事業状況報告の暫定値に基づく。

(3) 要介護認定及び保険給付等に
係る状況について

要介護認定及び保険給付等に係る状況について

表1 全人口・高齢者人口

	全人口	40～64歳人口	人口比	65歳以上人口	人口比
令和3年度末	478,651人	153,907人	32.2%	132,949人	27.8%
令和4年度末	476,710人	154,332人	32.4%	132,910人	27.9%
令和5年度末	474,330人	154,821人	32.6%	132,805人	28.0%
対前年度比(R4→R5)	99.5%	100.3%	—	99.9%	—

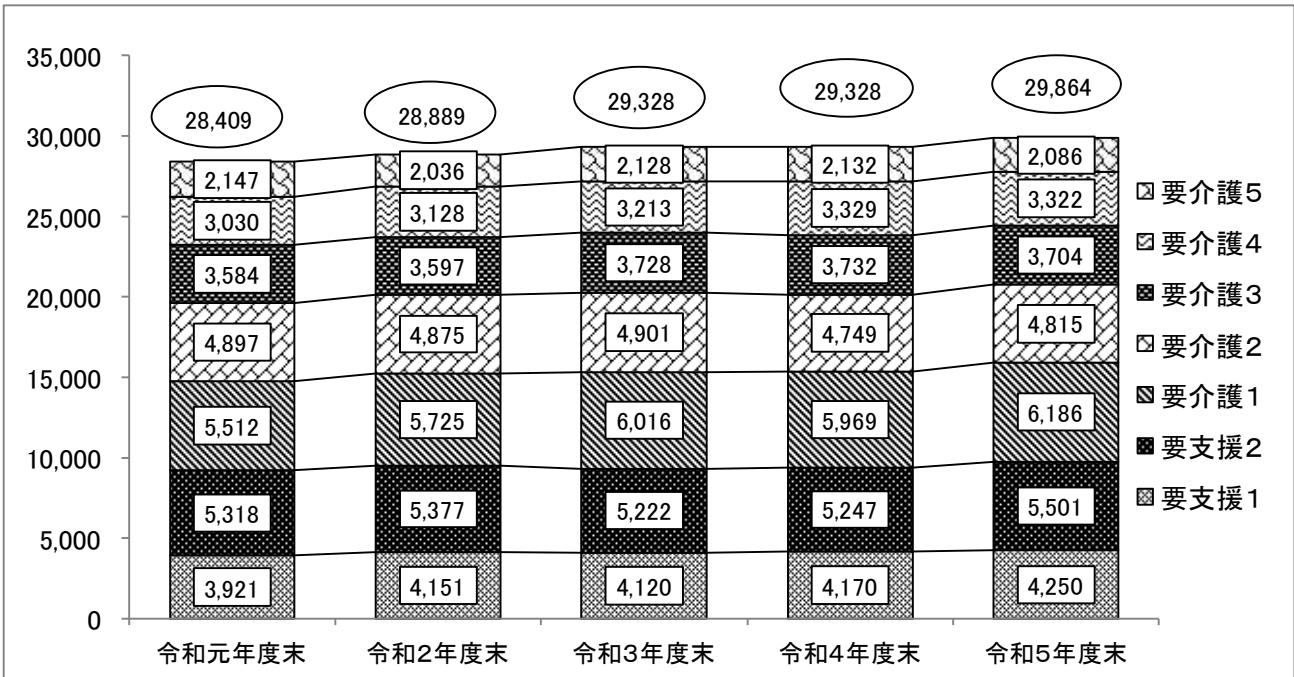
表2 要介護認定状況

(単位:人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和3年度末	4,120	5,222	6,016	4,901	3,728	3,213	2,128	29,328
令和4年度末	4,170	5,247	5,969	4,749	3,732	3,329	2,132	29,328
令和5年度末	4,250	5,501	6,186	4,815	3,704	3,322	2,086	29,864
対前年度比(R4→R5)	101.9%	104.8%	103.6%	101.4%	99.2%	99.8%	97.8%	101.8%

※2号被保険者含む。

(単位:人)



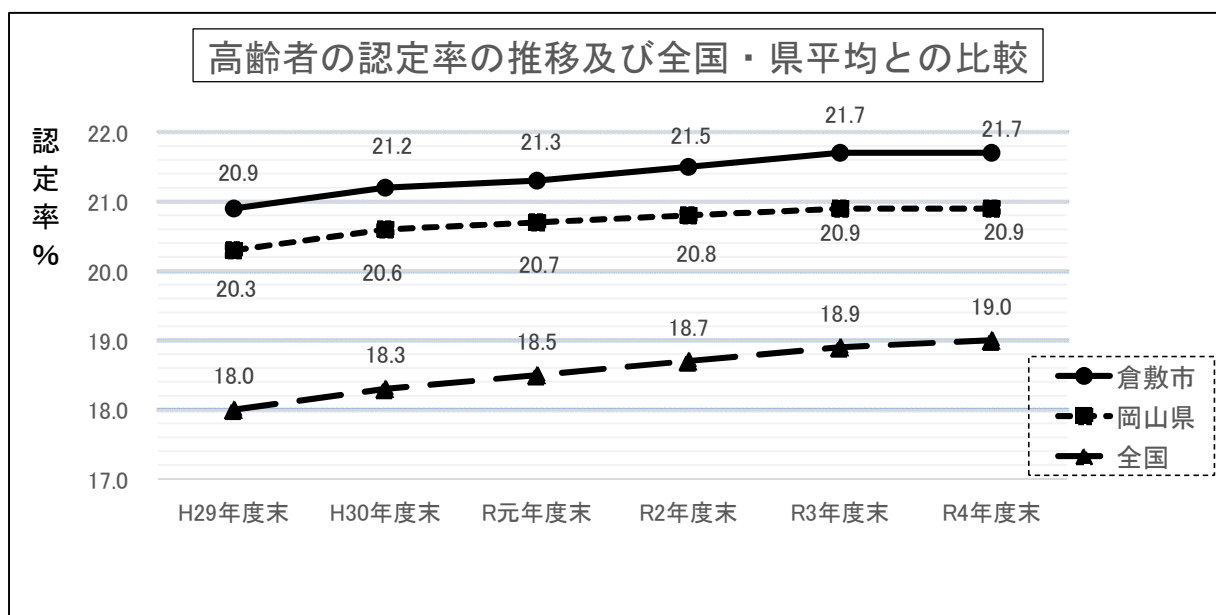
認定率（第1号被保険者に占める要介護認定者の割合）

要介護度別の認定率（令和4年度末現在）

（単位：％）

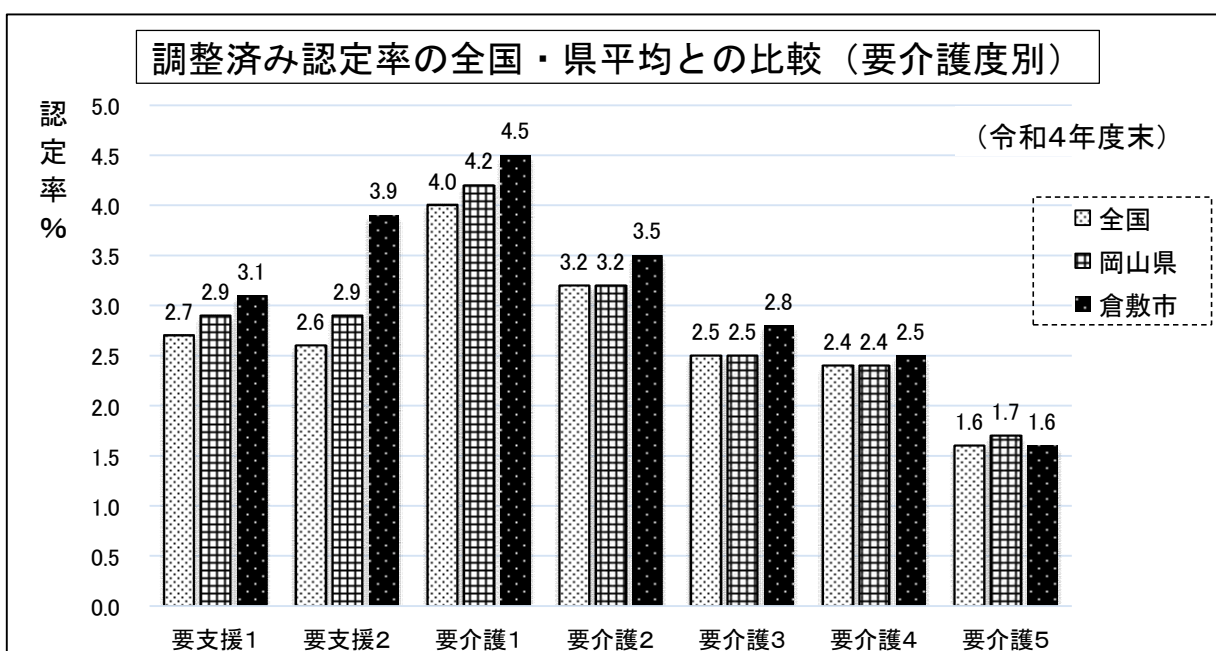
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
倉敷市	3.1	3.9	4.4	3.5	2.8	2.4	1.6	21.7
岡山県	3.0	3.0	4.4	3.4	2.7	2.6	1.8	20.9
全国	2.7	2.6	4.0	3.2	2.5	2.4	1.6	19.0

●令和4年度末現在での認定率（＝65歳以上認定者数／第1号被保険者数）は21.7％で、全国平均・県平均ともに上回る水準で推移している。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

●令和4年度末時点の要介護度別の調整済み認定率をみると、全国・県平均と比べ、要支援から要介護4までの認定率は、いずれも高い。



※「調整済み認定率」とは、認定率を比較するため、地域間の人口構造（性・年齢構成）の差による影響を除いて比較可能となるよう、全国の第1号被保険者の性別・年齢階級別の人口構造を用いて調整計算された認定率

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

表3 サービス受給者実績

(単位:人)

年度	サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和3年度	居 宅	1,591	2,869	4,546	3,861	2,329	1,452	781	17,429
	地域密着型	39	71	1,082	1,035	882	629	449	4,187
	施 設	—	0	156	267	732	1,090	854	3,099
	※総合事業	1,240	1,895	—	—	—	—	—	3,135
	計	2,870	4,835	5,784	5,163	3,943	3,171	2,084	27,850
令和4年度	居 宅	1,656	2,915	4,557	3,833	2,479	1,600	839	17,879
	地域密着型	39	70	1,061	1,036	907	682	453	4,248
	施 設	—	0	153	251	709	1,111	829	3,053
	※総合事業	1,265	1,986	—	—	—	—	—	3,251
	計	2,960	4,971	5,771	5,120	4,095	3,393	2,121	28,431
令和5年度	居 宅	1,700	3,180	4,717	3,892	2,452	1,555	792	18,288
	地域密着型	35	68	1,116	984	944	670	434	4,251
	施 設	—	0	159	264	731	1,215	835	3,204
	※総合事業	1,280	2,090	—	—	—	—	—	3,370
	計	3,015	5,338	5,992	5,140	4,127	3,440	2,061	29,113
対前年度比(R4→R5)		101.9%	107.4%	103.8%	100.4%	100.8%	101.4%	97.2%	102.4%

※総合事業:平成28年3月開始。基本チェックリストで事業対象となった方は要支援1に含めて計上。

なお、同一利用者が複数のサービスを受ける場合もあり、受給者計は延べ人数。よって対前年度比も同様に重複受給者分を含む。

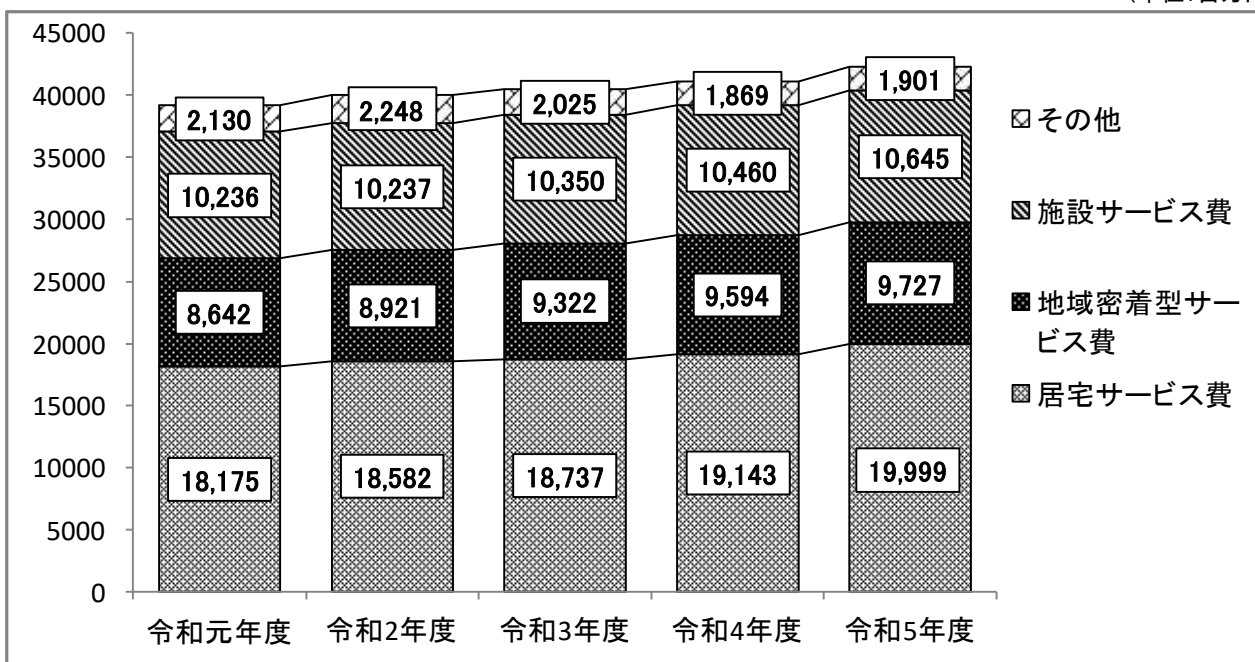
表4 保険給付費実績(令和5年度は決算見込み)

(単位:百万円)

	居宅サービス費	地域密着型サービス費	施設サービス費	高額介護サービス費等※	特定入所者介護サービス費	審査支払手数料	合計
令和3年度	18,737	9,322	10,350	1,069	910	46	40,434
令和4年度	19,143	9,594	10,460	1,072	756	41	41,066
令和5年度	19,999	9,727	10,645	1,101	752	48	42,272
対前年度比(R4→R5)	104.5%	101.4%	101.8%	102.7%	99.4%	118.6%	102.9%

※高額介護サービス費等の欄には高額医療合算介護サービス費を含む。

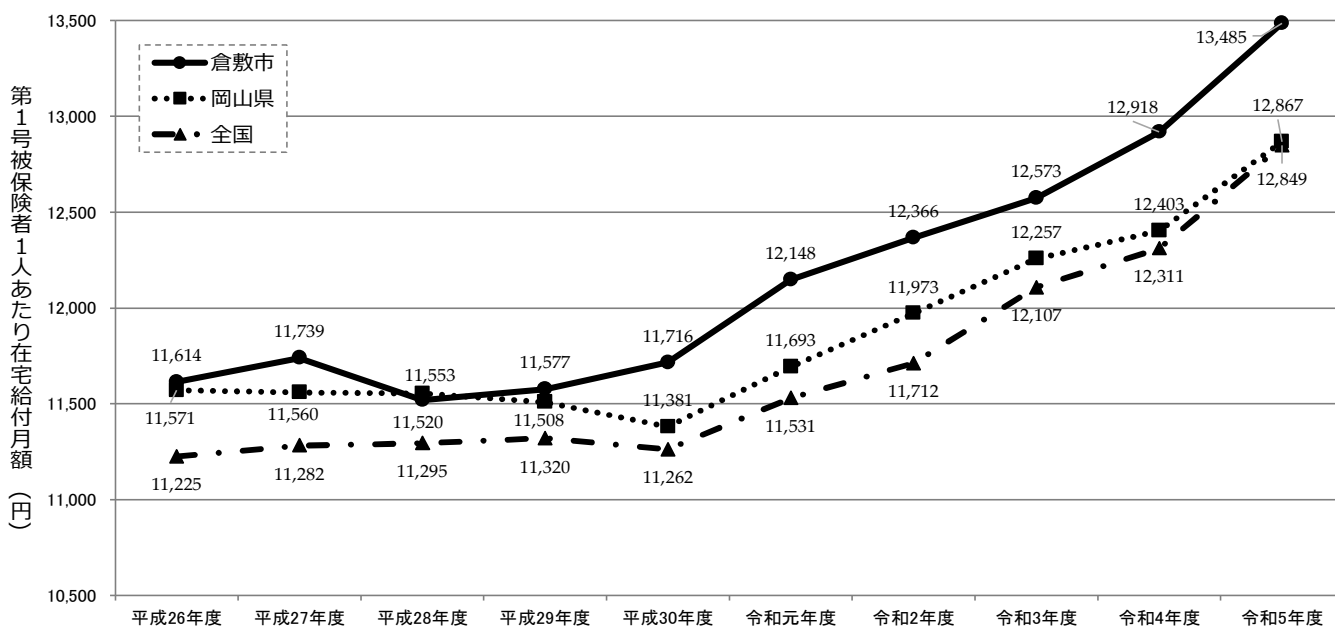
(単位:百万円)



※その他は「高額介護サービス費等」「特定入所者介護サービス費」「審査支払手数料」の合計値。

第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（在宅サービス）

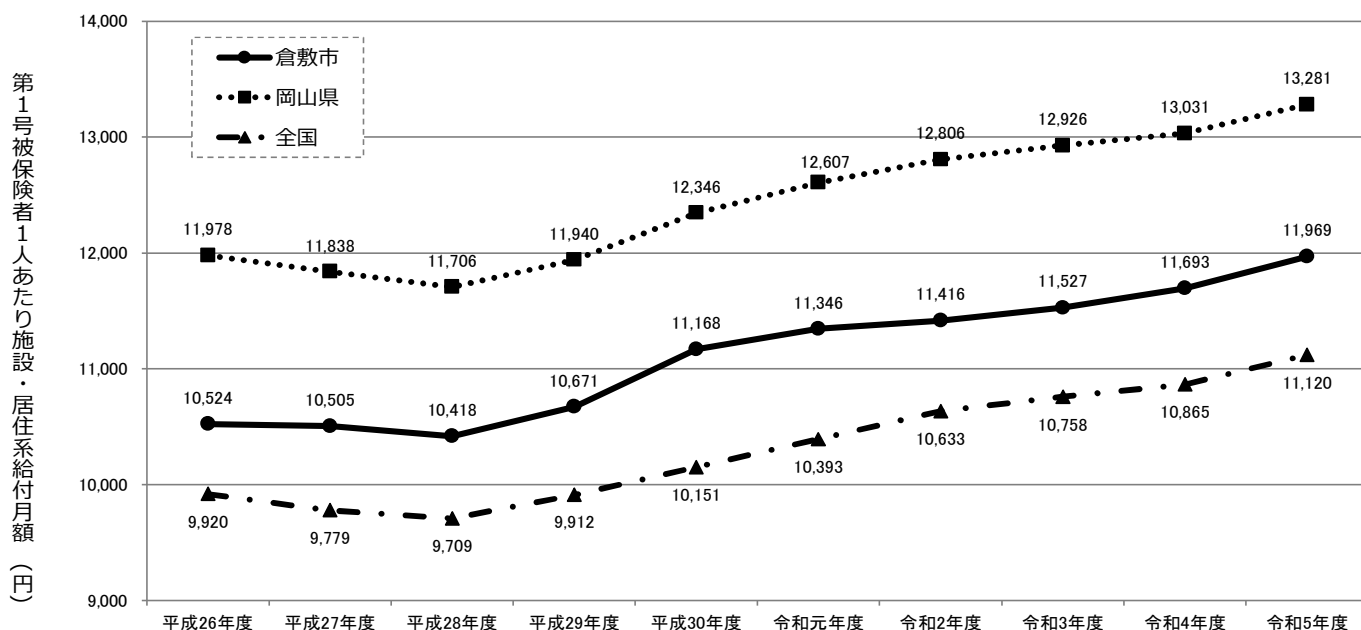
- 本市の給付月額は、平成28年3月の介護予防・日常生活支援総合事業への移行影響があるものの、それ以降は年々増加している。
- 令和5年度の第1号被保険者1人あたりの在宅サービス給付月額は、「倉敷市」13,485円、「岡山県」12,867円、「全国」12,849円であった。



資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成（令和4・令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（施設・居住系サービス）

- 本市の第1号被保険者1人あたりの施設・居住系サービス給付月額は、全国や岡山県の平均と同様、平成28（2016）年以降増加傾向となっている。
- 令和5年度は、「倉敷市」11,969円、「岡山県」13,281円、「全国」11,120円であった。



資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成（令和4・令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

表5 地域支援事業費実績(令和5年度は決算見込み)

(単位:千円)

年度	①介護予防・日常生活支援総合事業費等	②包括的支援事業 (高齢者支援センター運営) ・任意事業費	③包括的支援事業 (社会保障充実分)※1	合計
令和3年度	1,376,793	654,529	63,225	2,094,547
令和4年度	1,396,132	662,308	61,983	2,120,423
令和5年度	1,447,996	681,874	69,238	2,199,108
対前年度比 (R4→R5)	103.7%	103.0%	111.7%	103.7%

※1 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業

（４）介護保険料について

保険給付費と保険料の推移

介護保険料は高齢化の進展に伴う保険給付費の増大などにより、倉敷市でも第9期計画の月額6,450円まで概ね上昇の一途を辿っており(参考 全国6,225円、岡山県6,364円)、全国平均では第7期の時点で、平成12年の制度発足当初の保険料からすでに約2倍の金額に達している。

事業運営期間	事業計画	保険給付費	保険料	全国平均 (参考)
平成12年度	第一期	129億円	3,366円	2,911円
平成13年度		161億円		
平成14年度		183億円		
平成15年度	第二期	198億円	3,920円	3,293円
平成16年度		210億円		
平成17年度		224億円		
平成18年度	第三期	227億円	4,760円	4,090円
平成19年度		240億円		
平成20年度		251億円		
平成21年度	第四期	268億円	4,700円	4,160円
平成22年度		281億円		
平成23年度		298億円		
平成24年度	第五期	312億円	5,430円	4,972円
平成25年度		327億円		
平成26年度		344億円		
平成27年度	第六期	355億円	5,850円	5,514円
平成28年度		356億円		
平成29年度		365億円		
平成30年度	第七期	379億円	6,050円	5,869円
令和元年度		392億円		
令和2年度		400億円		
令和3年度	第八期	404億円	6,250円	6,014円
令和4年度		411億円		
令和5年度		423億円		
令和6年度	第九期	442億円	6,450円	6,225円
令和7年度		454億円		
令和8年度		467億円		

※令和6(2024)年度からの保険給付費は、第9期介護保険事業計画における推計値。

※データの制約上、平成12(2000)年度から平成17(2005)年度までは保険給付費、保険料については旧船穂町、真備町のものを含まない。

第1号被保険者（65歳以上の方）の倉敷市第9期介護保険料について

第9期(R6(2024)～8(2026)年度)					第8期 (R5(2023)年度)		増減	
段階	対 象 者	国の 標準	乗率	年額(円)	乗率	年額(円)	年額 (円)	率
1	高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市町村民税非課税	0.455 ↓ 軽減強化	0.455 ↓ 軽減強化	35,210 ↓ 軽減強化	0.50 ↓ 軽減強化	37,500 ↓ 軽減強化	△440	△2.0%
	生活保護の受給者			22,060		22,500		
	本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が 80万円以下	0.285	0.285	22,060	0.30	22,500		
2	本人及び 世帯全員が 市町村民税 非課税	0.685 ↓ 軽減強化	0.625 ↓ 軽減強化	48,380 ↓ 軽減強化	0.65 ↓ 軽減強化	48,750 ↓ 軽減強化	2,900	9.7%
		0.485	0.425	32,900	0.40	30,000		
3	本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が 120万円超過	0.69 ↓ 軽減強化	0.67 ↓ 軽減強化	51,860 ↓ 軽減強化	0.70 ↓ 軽減強化	52,500 ↓ 軽減強化	2,730	5.6%
		0.685	0.665	51,480	0.65	48,750		
4	本人が 市町村民税 非課税で 世帯の誰かが 課税	0.90	0.855	66,180	0.85	63,750	2,430	3.8%
⑤	本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が 80万円超過	1.00	1.00	基準額 77,400 (月額6,450円)	1.00	基準額 75,000 (月額6,250円)	2,400	3.2%
6	本人が 市町村民税 課税	1.20	1.20	92,880	1.20	90,000	2,880	3.2%
7		1.30	1.30	100,620	1.30	97,500	3,120	3.2%
8		1.50	1.50	116,100	1.50	112,500	3,600	3.2%
9		1.70	1.70	131,580 (第8期では320万円以上400万円未満)	1.70	127,500	4,080	3.2%
10		1.90	1.90	147,060 (第8期では400万円以上600万円未満)	1.85	138,750	8,310	6.0%
11		2.10	2.10	162,540 (第8期では600万円以上)	2.00	150,000	12,540	8.4%
12		2.30	2.30	178,020 (第8期では段階区分なし)			28,020	18.7%
13		2.40	2.40	185,760 (第8期では段階区分なし)			35,760	23.8%
14			2.50	193,500 (第8期では段階区分なし)			43,500	29.0%
15			2.60	201,240 (第8期では段階区分なし)			51,240	34.2%

※低所得者保険料軽減のために、第1段階から第3段階に公費が投入されています。

過去3年の保険料収納状況

(単位:円)

令和3年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収 納 率
	現年分	特 別 徴 収	8,499,696,580	8,499,696,580	100.0%
		普 通 徴 収	772,074,300	719,045,760	93.1%
		計	9,271,770,880	9,218,742,340	99.4%
	滞納繰越分		120,503,760	30,743,060	25.5%

令和4年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収 納 率
	現年分	特 別 徴 収	8,513,232,480	8,513,232,480	100.0%
		普 通 徴 収	763,976,180	715,907,400	93.7%
		計	9,277,208,660	9,229,139,880	99.5%
	滞納繰越分		105,038,710	28,292,335	26.9%

令和5年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収 納 率
	現年分	特 別 徴 収	8,458,276,900	8,458,276,900	100.0%
		普 通 徴 収	800,087,220	753,285,220	94.2%
		計	9,258,364,120	9,211,562,120	99.5%
	滞納繰越分		94,827,615	23,655,960	24.9%

（５）介護給付適正化について

介護給付適正化について

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査状況チェック（介護保険課認定審査係）

市で雇用の調査員(会計年度任用職員)により認定調査を実施している。(遠隔地の委託含む)

【実績】令和5年度 チェック件数 21,955件

② 認定審査会（介護保険課認定審査係）

国が作成した介護認定審査会委員テキスト等を活用し、平準化を図っている。

【実績】令和5年度 審査件数 21,955件

(2) ケアマネジメント等の適正化

① ケアプランチェック（介護保険課給付係）

- ・ 要介護認定の更新申請時にケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、職員(介護支援専門員)による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。

【実績】令和5年度 ケアプラン確認件数 5,176件

(うち電話照会による助言・指導件数 90件)

② 住宅改修・福祉用具に関する調査・点検（介護保険課給付係）

1) 住宅改修

事前申請時又は住宅改修完成時において、保険給付として適正な改修であるか、また、事前申請どおりの改修であるか等の点について、疑義がある場合に現地確認を行う。

【実績】令和5年度 確認件数 2,343件(うち着工前訪問 74件)

2) 福祉用具

使用が想定される状態像であるか、また、保険給付として適正な貸与・販売であるか等の点について、疑義がある場合に利用者や事業者等に確認を行う。さらに、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。

【実績】令和5年度 販売 2,256件 軽度者貸与確認 1,325件

(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 医療情報との突合・縦覧点検（国保連合会へ業務委託）

- ・ 介護給付適正化システムを活用し、介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。
- ・ 介護給付適正化システムを活用し、複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りについては過誤調整を指導する。

【実績】令和5年度 過誤件数 473件

② 介護給付費通知（介護保険課給付係）

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いがないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を被保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機とする。

【実績】令和5年度 通知件数 96,562件

（６）介護保険制度改革について

介護保険制度改正について

1 介護予防支援の指定対象の拡大（令和6年4月～）

居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者としての指定を受けることが可能となることに伴い、要支援の方が指定居宅介護支援事業者に介護予防サービス計画等の作成を依頼することができることとなった。

2 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（令和6年4月～）

これまで福祉用具貸与のみが対象であった下記の福祉用具について、貸与と販売の選択制が導入された。

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖

3 基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月～）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の居住費の負担額が日額60円引き上げられた。

従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階（生活保護受給者等）の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

負担限度額 (負担いただく日額)		第1段階		第2段階		第3段階 ①・②	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特養等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
	老健・医療院等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
従来型個室	特養等	320円 ▶	380円	420円 ▶	480円	820円 ▶	880円
	老健・医療院等	490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室の多床室		490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室		820円 ▶	880円	820円 ▶	880円	1,310円 ▶	1,370円

補足給付の対象ではない方 ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

居住費に要する平均的な費用の額(基準費用額)についても、60円(日額)引き上がります。

4 多床室の室料負担の見直し（令和7年8月～）

多床室に関して、下記の一部施設については、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

- ・Ⅱ型介護医療院（※1）の多床室の入所者
- ・「その他型」（※2）及び「療養型」（※3）の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・いずれも8㎡／人以上に限る。

※1：Ⅰ型は介護療養型医療施設、Ⅱ型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2：超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3：平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

5 給付適正化主要事業の再編について（令和6年4月～）

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ることとする。

令和5年度まで（主要5事業）

○ 要介護認定の適正化
○ ケアプランの点検
○ 住宅改修・福祉用具実態調査
○ 医療情報との突合・縦覧点検
○ 介護給付費通知

統合

令和6年度以降（主要3事業に再編）

○ 要介護認定の適正化
○ ケアプランの点検
○ 医療情報との突合・縦覧点検

各保険者の任意事業に変更

（各地域での取組状況等を踏まえ、その実施効果や必要性等を勘案し、個々の保険者ごとに当該事業の継続について適宜検討する）

（ 7 ） 運営指導の状況等について

令和5年度運営指導の状況等について

○運営指導件数・指摘件数

(単位:件)

区 分 (R6. 3. 31現在の事業所数)			運営指導件数		指摘件数		
			令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	
介護保険サービス事業所	居宅サービス事業所	1 訪問介護	102	24	14	33	7
		2 訪問入浴介護	5	0	2	0	3
		3 訪問看護等	59	11	6	4	4
		4 通所介護	106	21	16	29	9
		5 通所リハビリテーション	14	2	1	1	0
		6 短期入所生活(療養)介護	68	29	17	21	9
		7 特定施設入居者生活介護	35	11	10	15	6
		8 福祉用具貸与	26	4	6	1	7
		9 特定福祉用具販売	27	4	6	1	0
		小 計	442	106	78	105	45
	地域密着型サービス事業所	10 認知症対応型共同生活介護	76	17	12	14	8
		11 認知症対応型通所介護	9	1	2	0	0
		12 小規模多機能型居宅介護	36	10	1	22	0
		13 地域密着型介護老人福祉施設	17	4	12	5	15
		14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	1	5	3	6
		15 看護小規模多機能型居宅介護	8	2	1	6	0
		16 地域密着型特定施設入居者生活介護	3	1	1	1	1
		17 地域密着型通所介護	64	18	6	48	7
		小 計	221	54	40	99	37
	18 居宅介護支援事業所		111	22	19	20	13
	19 介護老人福祉施設		24	19	2	36	5
	20 介護老人保健施設等		19	5	7	4	7
	21 介護予防支援事業所		25	3	3	4	2
	合 計		842	209	149	268	109

○運営指導の実施頻度

- ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設等には、概ね3年に1回の周期で実施
- ・上記以外の事業所には、4～6年に1回の周期で実施
- ・新規事業指定を受けた事業所には、事業開始後6か月以内に実施

○集団指導の実施状況

- ・実施日 令和6年3月12日(火)～15日(金)、19日(火)、21日(木)
- ・会 場 暮らし健康福祉プラザ 5Fプラザホール
- ・対 象 1, 045事業所(休止中及び開設予定を含む)
- ・実 績 1, 013事業所が参加

※参加できなかった事業所に対しては、資料をダウンロードし内容を確認したことを確認

(8) 介護保険サービス事業者への行政処分について

介護保険サービス事業者への行政処分について

令和5年11月17日、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10及び第15条の19の規定に基づく処分を行った。

1 対象事業者、事業所

株式会社グループホーム長楽園

グループホーム長楽園（認知症対応型共同生活介護）

2 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入れ停止）6月間

令和5年12月1日から令和6年5月31日まで

3 処分理由

人格尊重義務違反（法78条の10第6号該当）

- ・利用者4名に対し、侮蔑的、高圧的で不適切な言動を行った。
- ・利用者13名に対し、「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの検討を行わず、ベッド柵で行動を制限する身体的拘束を行い、記録もしていなかった。

4 改善状況

令和6年1月26日に事業所へ立ち入りの確認調査を実施し、虐待防止及び身体拘束適正化の取り組みとして、虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の定期的な開催及び全職員を対象にした研修の実施が継続的に出来ていることを確認した。

(9) 介護サービス提供に係る事故 報告件数について

令和5年度介護サービス提供に係る事故報告件数について

1 合計、事故種別

(令和5年4月1日～令和6年3月31日発生分)

サービスの種類		合 計	事 故 種 別															
			転 倒	転 落		誤 嚥・ 窒息		異 食		誤 薬・与薬も れ等		医 療 処 置 関 連 (チ ュ ー ブ 抜 去 等)		失 踪		不 明		そ の 他
訪問系	1 訪問介護	6	2			1							1				2	
	2 訪問入浴介護																	
	3 訪問看護																	
通所系	4 通所介護	66	43	1		4							3		1		14	
	5 地域密着型通所介護	5	3			1											1	
	6 認知症対応型通所介護																	
	7 通所リハビリテーション	17	10	1			1						1				4	
	8 小規模多機能型居宅介護	23	15	1		1							2		3		1	
	9 看護小規模多機能型居宅介護	6	3												3			
施設系	10 介護老人福祉施設	181	65	19	1	5	3	1				15			61		15	
	11 地域密着型介護老人福祉施設	43	16	7	1								1		16		3	
	12 介護老人保健施設	173	112	22		3						6			24		6	
	13 介護療養型医療施設	7	2												4		1	
	14 介護医療院	1													1			
	15 特定施設入居者生活介護	267	169	15				1		36		5		3	26		12	
	16 地域密着型 特定施設入居者生活介護	8	7														1	
	17 認知症対応型共同生活介護	164	117	8						6				11	16		6	
	18 短期入所生活介護	122	64	16		2	2					1			35		4	
	19 短期入所療養介護	2	2															
他	20 福祉用具貸与	1	1															
合 計		1,092	631	90	2	17	5	3		42		27		22		190		70

(令和4年度) 1,149 ※ 各項目の右側(網掛け部分)は、死亡の件数(内数)

2 発生場所

(令和5年4月1日～令和6年3月31日発生分)

サービスの種類		発 生 場 所												
		居室 （個室）	居室 （多床室）		トイレ	廊下	食堂等 共用部	浴室・ 脱衣室	機能訓練 室	建物外 （敷地内）	敷地外	その他		
訪問系	1 訪問介護	2			1	1		1					1	
	2 訪問入浴介護													
	3 訪問看護													
通所系	4 通所介護			2	4	17	6	10	5	3	19			
	5 地域密着型通所介護					1	1	1			2			
	6 認知症対応型通所介護													
	7 通所リハビリテーション			1	1	4	5	1	1		4			
	8 小規模多機能型居宅介護	7		3		4			1	2	6			
	9 看護小規模多機能型居宅介護	2		1		2	1							
施設系	10 介護老人福祉施設	35	92	2	4	5	27	2	11	1			6	
	11 地域密着型介護老人福祉施設	26	1		3		10	2			1		1	
	12 介護老人保健施設	38	69		9	15	35	3		1			3	
	13 介護療養型医療施設	1	5				1							
	14 介護医療院	1												
	15 特定施設入居者生活介護	168		3	13	17	47	7		1	3		8	
	16 地域密着型 特定施設入居者生活介護	3				2	3							
	17 認知症対応型共同生活介護	76			13	8	41	9			8		9	
	18 短期入所生活介護	48	23	6	5	29	2	10					1	
	19 短期入所療養介護	2												
他	20 福祉用具貸与												1	
合 計		409	1	192	2	56	58	220	4	57	12	10	17	61

※ 各項目の右側（網掛け部分）は、死亡の件数（内数）

3 事故結果、年齢

(令和5年4月1日～令和6年3月31日発生分)

サービスの種類		事 故 結 果						年 齢							
		切傷・擦過傷	打撲・捻挫・脱臼	骨折	死亡	その他	異常なし	40	65	75	80	85	90	95	
								ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	
								64歳	74歳	79歳	84歳	89歳	94歳		
訪問系	1 訪問介護		1	1			4		2		1	1	1	1	
	2 訪問入浴介護														
	3 訪問看護														
通所系	4 通所介護	10	13	22		4	17	1	10	10	13	12	16	4	
	5 地域密着型通所介護		2	2			1		2			2	1		
	6 認知症対応型通所介護														
	7 通所リハビリテーション	5	6	3			3	1		2	7	3	4		
	8 小規模多機能型居宅介護	4	4	11		2	2	1	1	3	4	6	5	3	
	9 看護小規模多機能型居宅介護	3		2			1			2	2	1		1	
施設系	10 介護老人福祉施設	51	18	66	4	2	40	2	13	13	25	24	55	31	
	11 地域密着型介護老人福祉施設	8	6	20	1	2	6	2	1	4	6	9	12	9	
	12 介護老人保健施設	46	24	60		6	37	3	7	7	18	57	54	27	
	13 介護療養型医療施設	6		1					1		1	2		3	
	14 介護医療院			1										1	
	15 特定施設入居者生活介護	64	36	110		7	50	1	4	9	28	70	87	68	
	16 地域密着型 特定施設入居者生活介護	1	1	6						1	1	2	4		
	17 認知症対応型共同生活介護	37	18	86		3	20		5	20	20	54	41	24	
	18 短期入所生活介護	50	14	37	2	2	17		4	4	21	32	52	9	
	19 短期入所療養介護		2										1	1	
他	20 福祉用具貸与	1									1				
合 計		286	145	428	7	28	198	11	50	75	147	294	333	182	

※ 各項目の右側（網掛け部分）は、死亡の件数（内数）

(10) 倉敷市における地域包括ケア推進に向けた主な取組について

倉敷市における 地域包括ケア推進に向けた 主な取組みについて



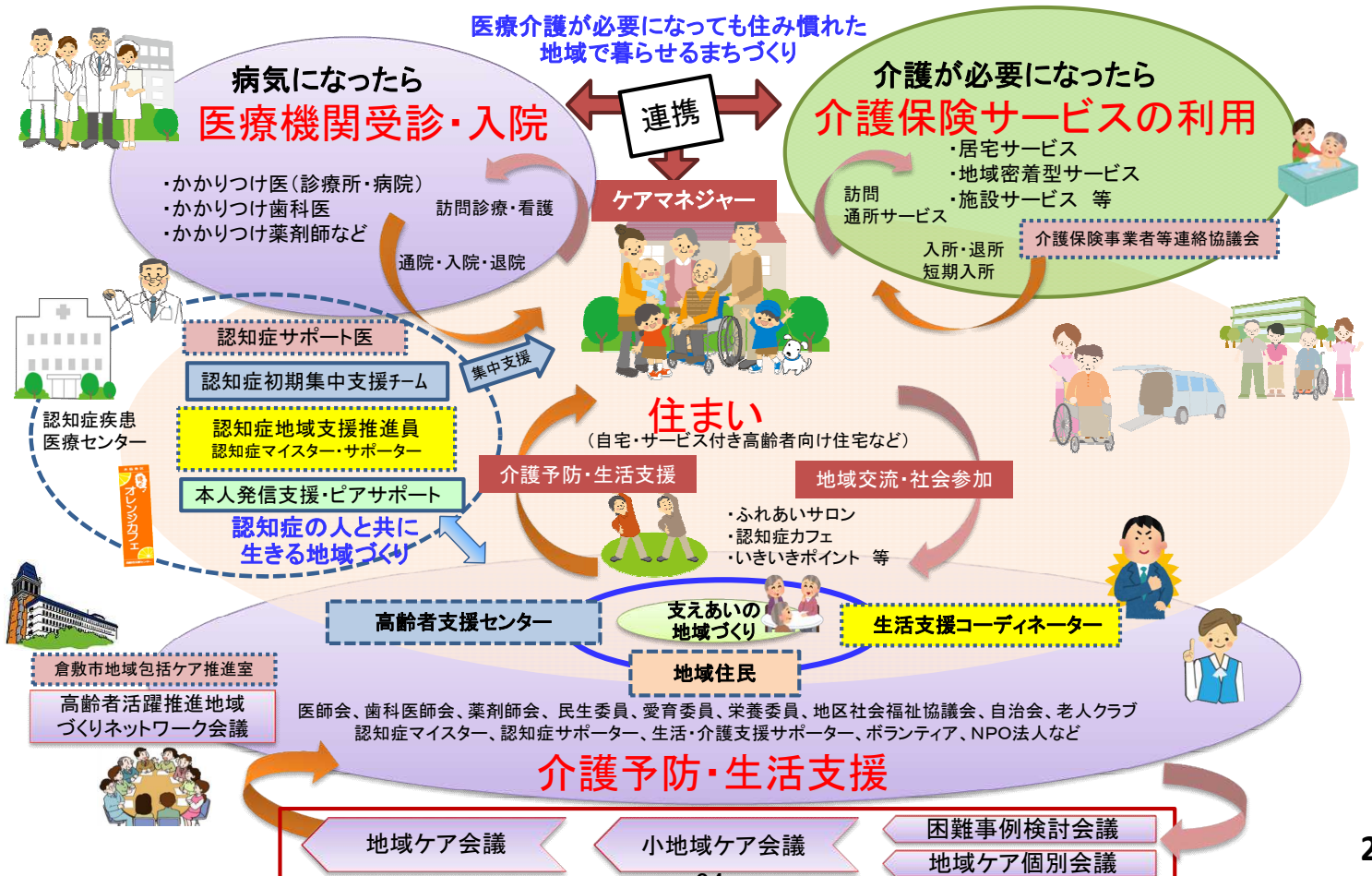
倉敷市認知症サポーター犬 笑ちゃん

倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室

1

倉敷市の地域包括ケアシステム

～温もりあふれる健康長寿のまちの実現に向けて～



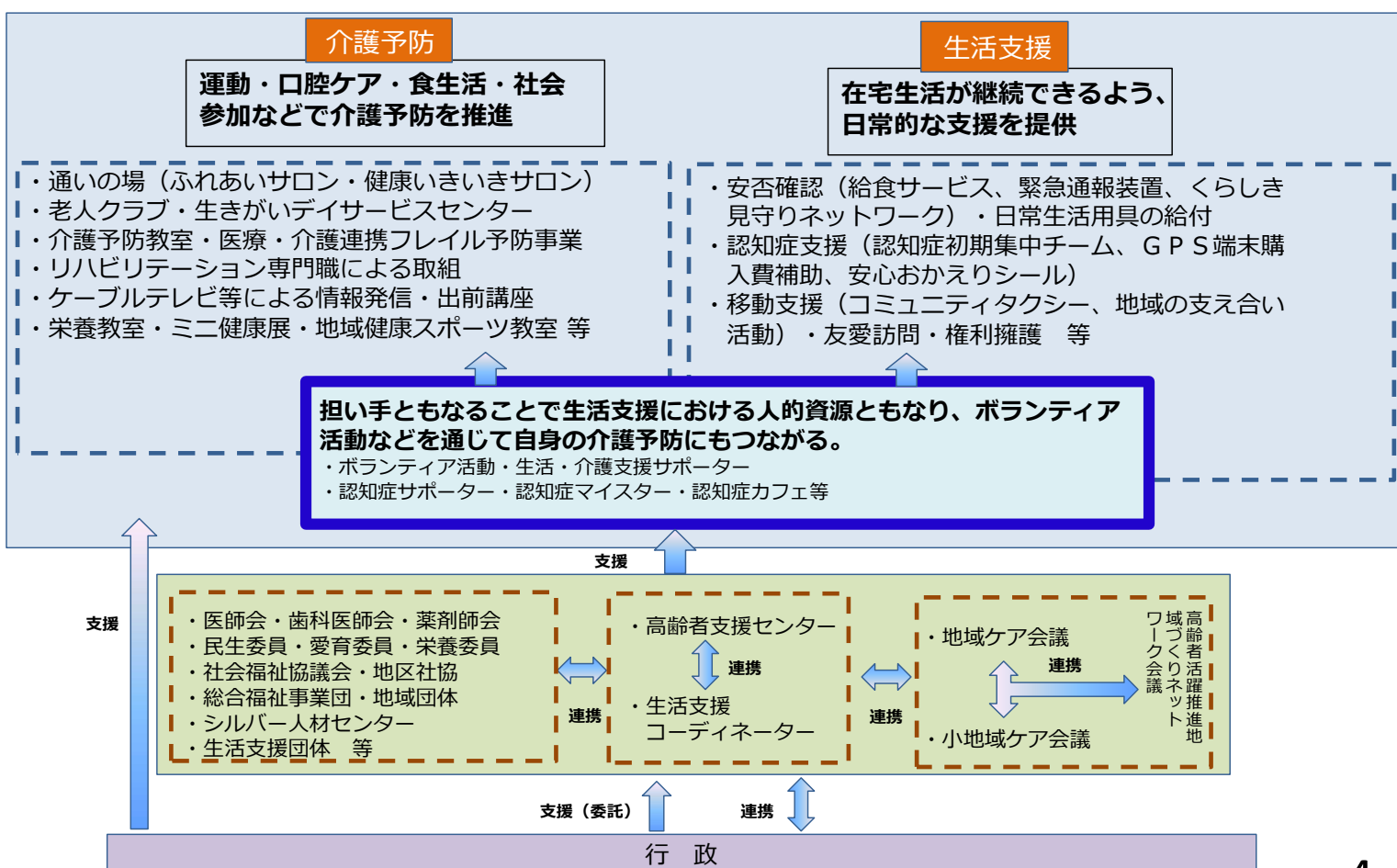
2

① 介護予防の強化・生活支援の充実



3

介護予防と生活支援との関連



4

ふれあいサロンの充実（住民主体の通いの場の促進）

ふれあいサロン

地域住民が主体となり、活動内容を企画・決定し、活動を実施することで社会参加や健康づくり、介護予防、仲間づくりの推進を図る。個人や地域のニーズを把握し、適切な支援につなげる。

地域のサロン活動を促進するため、おおむね60歳以上の高齢者3人以上で月1回以上の活動を行っているサロンに運営費等を助成し支援を行っている。また、子育て等の多世代との交流や体操等に毎週取り組む場合に加算を設け助成を充実している。

○基本分：30,000円（年間最大）

○加算分：（各項目ごとに年間10,000円を上限）

①多世代交流型（子どもとの交流）、②多人数参加型（20名以上）、③毎週開催型（月4回以上）

サロン数と参加者数

	令和4年度実績値	令和5年度実績値
サロン数	305	313
参加者数	5,361	5,082
週1回以上開催するサロン数	132	133



5

高齢者が参加し、介護予防に取り組める場の充実

介護予防普及啓発事業

○生活機能の維持向上を図るため、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発、心身機能の改善に効果の高い運動及び講話を実施しています。

倉敷市総合福祉事業団の各種教室

介護予防に関心のある高齢者や団体を対象に教室を実施しています。



高齢者支援センターの各種教室

閉じこもりがちな高齢者に対しても、教室参加を促し社会参加のきっかけづくりをしています。



6

高齢者が参加し、介護予防に取り組める場の充実

専門職による啓発とセルフケア力向上

～介護予防普及啓発事業(総合福祉事業団)～

- 介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、介護予防に関する運動・栄養・口腔・認知症予防等様々な内容を教室に取り入れ、普及啓発を実施しています。
- 市内の公民館等とも連携し、さらに内容の充実を図っていきます。

各種教室を実施しています！

出張転倒 予防教室

通いの場(自主グループ)づくりを応援します！



認知症 予防教室

頭と体を同時に使って、楽しく脳トレ実践。



食とお口の 嚙むすび教室

一生おいしく食べられるお口を目指そう！



出前 健康教室

身近な地域で簡単役立つミニ講話・運動やっています。



7

高齢者が参加し、介護予防に取り組める場の充実

専門職による場の提供とセルフケア力向上

～介護予防普及啓発事業(高齢者支援センター)～

- 地域の課題に応じた内容も教室に加えるなど工夫して開催しています。フレイル状態の方や閉じこもりの方などを教室へ積極的に誘っています



介護予防教室



家族介護教室



栄養改善教室



その他教室

8

自立支援・介護予防の取り組み

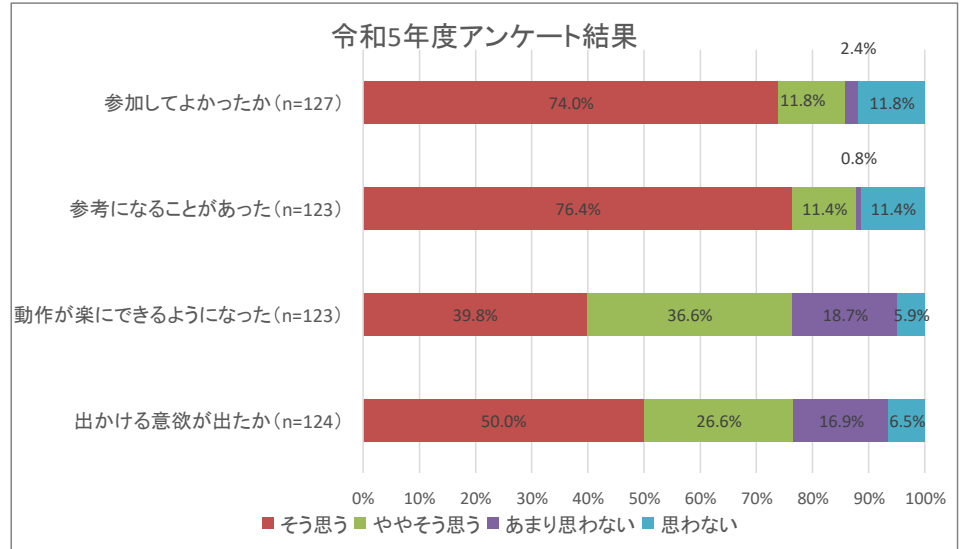
通いの場へのリハビリ専門職派遣事業

- リハビリ専門職による指導を通じて、参加者がフレイル予防の必要性を学び、学んだ知識を日常生活に取り入れ継続することにより、身体機能の維持や改善につなげることを目指しています。
- 生活の中で感じている動きにくさや痛みを軽減する動作を学び、心身の機能の向上により生活範囲の拡大等を目指しています。

実績



	令和5年度
派遣実績	20



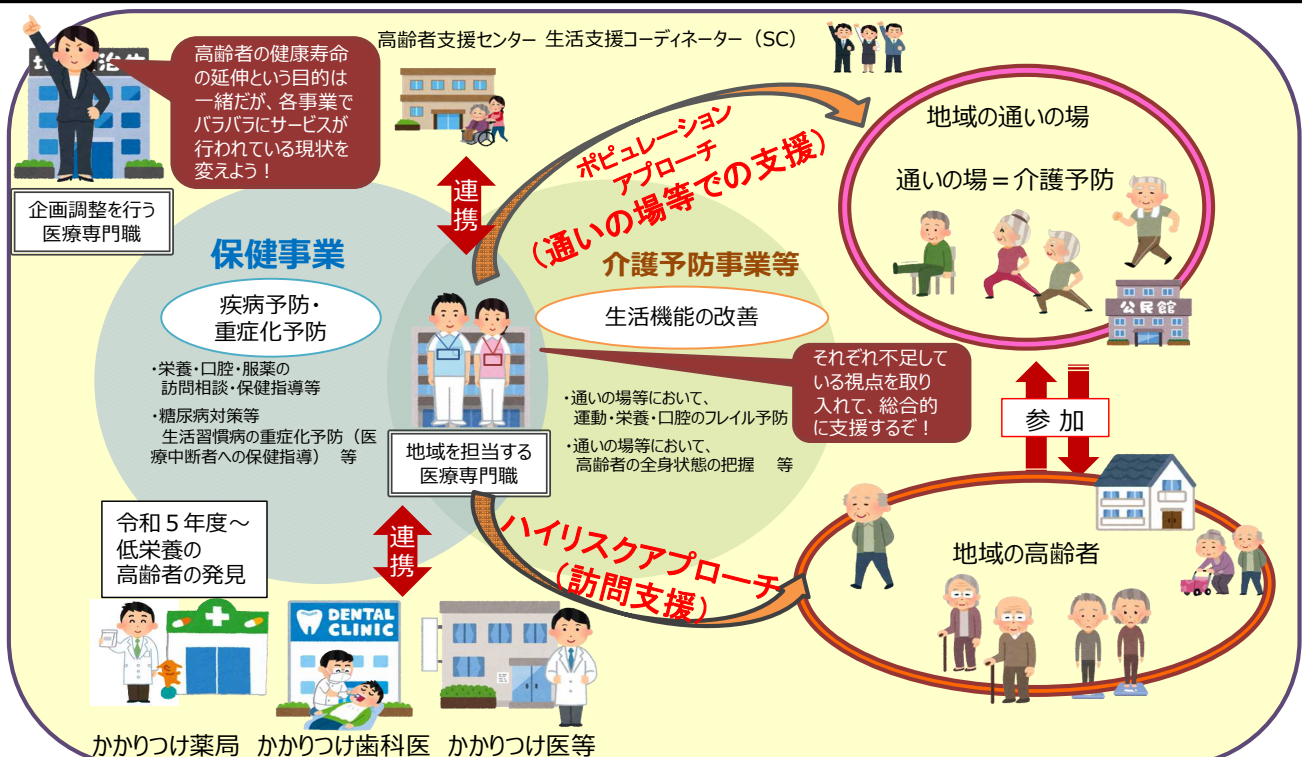
身体の機能維持や転倒防止の内容を取り入れ、継続しやすい運動を指導しています。

9

自立支援・重度化予防の取り組み

医療・介護連携フレイル予防事業の全体図

- 健康課題のある高齢者に対し、重症化予防とフレイル予防の観点から医療専門職が訪問支援等を行います。介護予防事業において、リハビリ職、薬剤師、管理栄養士など医療専門職の関与をより一層促進していきます。



10

② 地域共生社会の推進



11

社会福祉協議会に生活支援コーディネーター（ＳＣ）を配置
（地域で支えあう体制を整備するための取組み）

○コーディネーターの役割

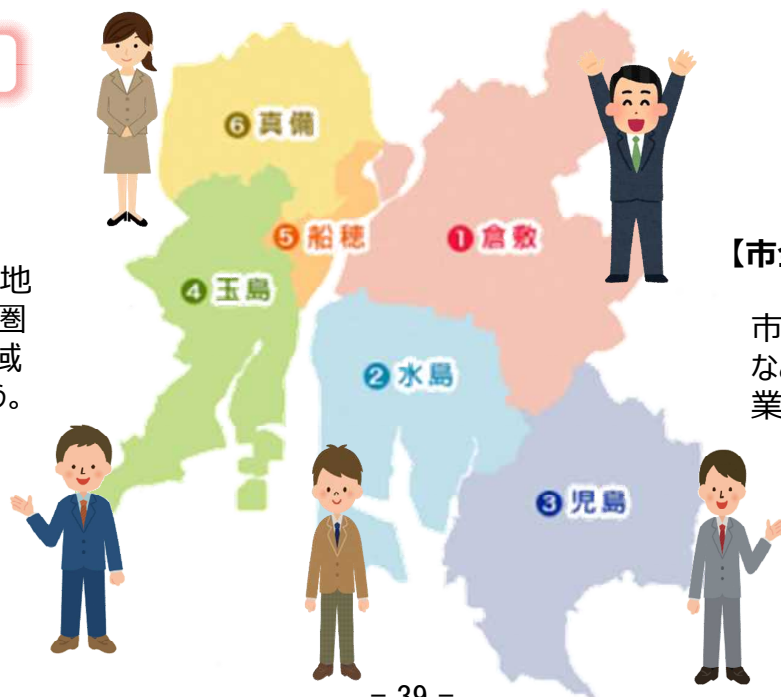
（平成２８年１名、平成２９年３名、平成３０年５名、令和２年７月から６名を配置）

- ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起（通信やガイドブックの発行、ニーズを形にする支援）
- ②目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一（地域の会議等への参加、目指す姿に向けた支援）
- ③生活支援の担い手の養成やサービスの開発（養成講座の開催、人材や社会資源の発掘）

令和２年度～

【地区単位ＳＣ：５名】

ＳＣを倉敷・児島・玉島・真備（船穂）・水島の各地区に１名ずつ配置し生活圏に近い細やかな活動や地域の相談・アドバイス等を行う。



【市全体ＳＣ：１名】

市全域的なサービスの開発など、生活支援体制整備事業の強化を図る。

12

生活支援コーディネーターによる支え合いの場づくりへの支援

中島ボランティアりんりん

～地域に愛され・必要とされる外出支援～

実施主体：中島地区社会福祉協議会

中島小学校区の一部の地区から外出に困る高齢者が増えているという声が挙がり、高齢者支援センターが調査を行ったところ、他の地区でも同様の高齢者がいることが分かりました。

これを受けて、小地域ケア会議で地域の方と共に課題を整理し、会議のメンバーごとに役割分担を行い、住民主体での外出支援サービスを生み出しました。



▲生活支援コーディネーターは、立ち上げ支援の一環として、住民主体での移動支援サービスを行っている玉島乙島地区の「乙島ボランティアらんらん」の見学会を設定しました。乙島地区の住民から直接話を聞くことで、事業運営の具体的なイメージが持てたということです。



▲「りんりん」の名称は、「乙島ボランティアらんらん」の取組みを学び誕生したこと、清らかで愛される存在である鈴の持つイメージに由来しています。



▲利用される方からの「ありがとう」という言葉が、活動のやりがいに繋がっています。



13

生活支援コーディネーターによる住民主体の取組の見える化

○支え合いのまちづくりフォーラム

■目的

・地域の支え合い活動の推進に向けて、支え合いの意識の醸成、新たな担い手の発掘、仕組みづくりのきっかけづくりを行う。

■事業内容

倉敷市全域を対象とした全市向けフォーラムと、より身近なフォーラムとして市内4地区で地区フォーラムを開催。

・全市フォーラム：先進的な取組の講演や市内のさまざまな支え合い活動の実践発表を実施。

・地区フォーラム：顔の知っている仲間同士で活動者の声や実践事例の共有を目指す。



■事業実績

令和5年度の開催実績（参加者数）は以下のとおり。

- ・全市フォーラム 139名
 - ・地区フォーラム 277名
- (倉敷62名 水島100名 児島55名 玉島60名)

○地域共生ガイドブック

■目的

・住民主体の取組の「見える化」「魅せる化」を通じて、支え合い活動の立上げや住民のやりがいの創出を行う。

■事業内容

住民主体の取組を「地域の宝物」として捉え、通いの場や地域の支え合いの好事例をまとめ、実践者の介護予防、地域の支え合い活動の意義について情報発信。

このほか、生活支援コーディネーターの役割や通いの場などの立上げ支援に関する制度も紹介。



■事業実績

令和5年度は、地域の支え合い活動の充実に向けた事例をまとめた地域共生ガイドブック第二版『きょうから明日（あす）へ』を5,000部発行。

ガイドブックはこちらからご覧いただけます ▶



14

地域でその人らしく元気に活躍できる人材の養成

○生活介護支援サポーター養成講座

■目的

- ・ 支え合い活動の意識の醸成
- ・ 地域の支え合い活動に必要な担い手の養成



■制度概要

講座は、座学と活動体験からなるプログラムで構成。気軽に参加しやすいコースも設定している。

修了生は、生活支援サービス団体とのマッチングを通じて、住民主体による支え合い活動の担い手として活動したり、これまで自ら行ってきた地域活動をより発展させたりしている。

■実績

- ・ 過去5年間の受講者数は以下のとおり

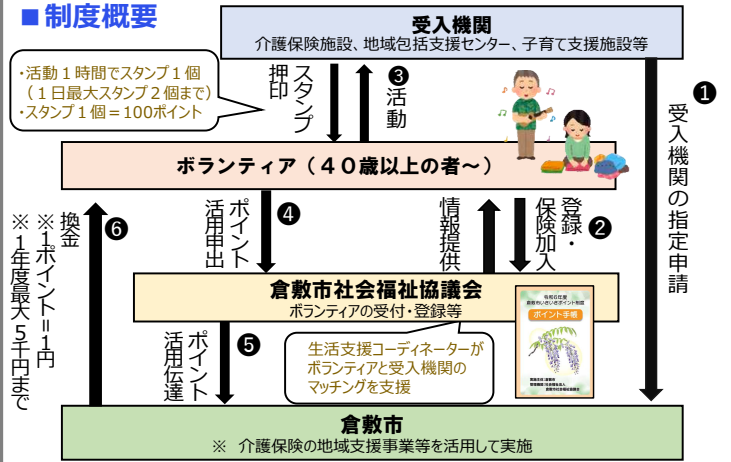
年度	H31	R2	R3	R4	R5
受講者数	46	47	23	65	72

○倉敷市いきいきポイント制度

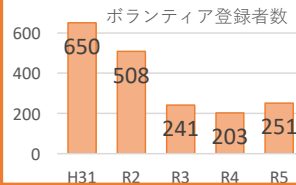
■目的

- ・ 高齢者の社会参加促進による介護予防
- ・ 地域の介護保険施設等と地域住民をつなぎ、ボランティア活動のきっかけづくりと地域における支えあい活動の促進を図る。

■制度概要



■実績



- ・ 地域との交流のきっかけとなり、ボランティア、施設双方から好評を得ている。
- ・ コロナにより登録者数が減少し、コロナ前の水準に戻っていない。
- ・ 対象となる施設・団体の拡充を予定。

③ 認知症施策の推進



倉敷市認知症サポーター犬 笑ちゃん

認知症の人と共に生きる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように地域包括ケアシステム構築を目指す中で、今後増加が見込まれる認知症の方への支援を充実させるため「**予防**」「**共生**」「**早期対応**」の3つの観点から、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進しています。

(1) 認知症のことを知り、予防する ※「予防」…認知症になるのを遅らせる

- 認知症サポーターの養成の推進
- 認知症の啓発事業の推進
- 認知症予防教室や地域の通いの場の充実
- 当事者からの発信支援

(2) 認知症の人と共に生きる地域をつくる

- 認知症カフェの推進
- 認知症サポーターの養成の推進
- 認知症マイスターの養成
- 認知症の方の社会参加活動の体制整備
- 地域の見守りの取組の強化
- 倉敷市安心おかえりシール・GPS端末購入費補助（見守り支援）
- 成年後見制度の利用の推進
- チームオレンジの整備

(3) 認知症の人に早期に対応し、適切な支援を提供する

- 認知症初期集中支援チームによる支援
- 認知症身元不明高齢者一時保護事業
- 認知症の事例検討会の実施
- 認知症ケアパスの普及
- 困難事例検討会議の推進
- 認知症地域支援推進員の活動推進



国が推進している予防・共生の二つの観点到「**早期対応**」を加えて推進しています

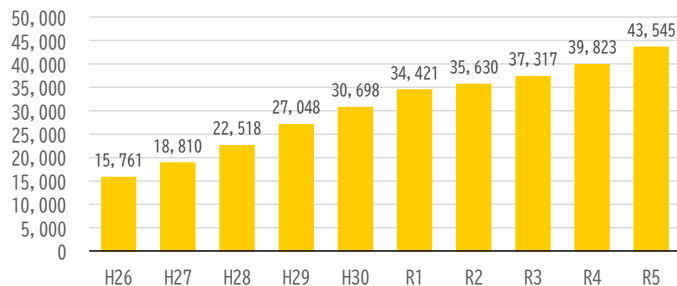
17

認知症サポーターの養成の推進（充実・強化）

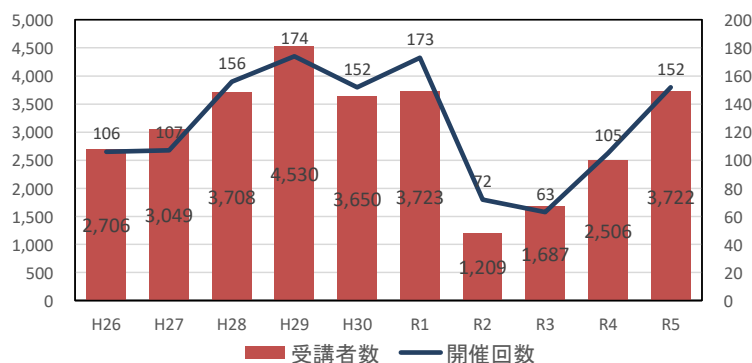
認知症のことを知り予防する

市民の方々に認知症のことを知っていただき、予防するとともに、認知症の方や家族を地域で支えられるよう地域での見守りを進めるために、高齢者支援センター等と連携し、認知症サポーターの養成を推進。

認知症サポーター受講者数(累計)



各年の新規受講者数と養成講座実施回数



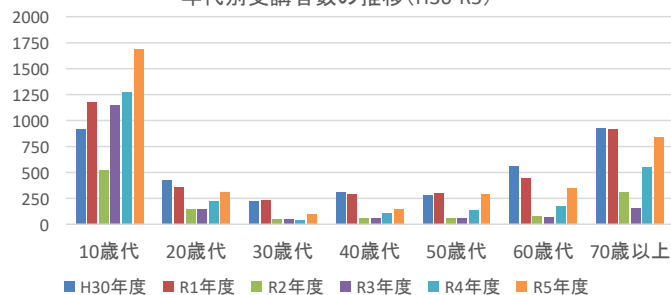
～若い世代に向けた、認知症の理解促進・普及啓発～

○新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の集会所等での講座開催が難しい状態が続いたが、R5年度よりコロナ禍前の開催状況に戻っている。

○また、学校との連携が進み、年代別の認知症サポーター養成者数では、10歳代が広がりつつある。

このほか、企業を対象とした認知症サポーター養成講座を開催している。（医療機関や金融機関、タクシー会社、保険会社、警察署など高齢者と関わる機会の多いところに働きかけている。）

年代別受講者数の推移(H30-R5)



当事者からの発信支援

認知症のことを知り予防する

- 認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」を令和5年度は6回開催。6回目には、認知症本人による体験発表会を開催。
- 令和6年度も6回開催予定。同日に家族介護者のつどいも開催している。

【本人】

この場では**自分が認知症であることを言える。**
誰にも言ったことを否定されない。

【本人】

認知症になって辛かったのは、**こもりきりになったこと。**
皆と話ができてありがたい。

【本人】

孤立しない。
話をすること、思いを吐き出すことが大事。

【家族】

このような場で話をすることは家族にとっても良いし、気づきになる。**自分が楽になると、本人にも優しくなれる。**

【家族】

本人は話ができないが、このような場にいるだけで楽しいようなので、できるだけ連れて来たいと思う。

【家族】

自身が経験したことを、家族の介護で悩んでいる人に伝えたい。



19

認知症カフェの推進

認知症の人と生きる地域をつくる

- 認知症カフェは、認知症の方、家族、地域の方などが気軽に集まり交流する場であり、互いに情報交換、交流を行うことで、家族など介護者の負担軽減につながる。
- H28年度から、市の補助制度（1団体 上限5万円／年間）を創設
令和2年度から補助制度の利用有無にかかわらず市の認知症カフェとして登録する制度を開始。

令和5年度の状況（年度末時点）

市内26か所に開設

うち、補助金を申請したカフェは12か所

新型コロナの影響により、外部の出入りに制限がかかり開催できないカフェもありましたが、令和5年度からは徐々に活動が再開しています。



認知症カフェ運営者交流会

今年度のテーマは「**これからの認知症カフェ運営**」です。
アフターコロナの認知症カフェについて、活動再開や運営を見直すきっかけになるようこれからできることをみんなで考えてみましょう。

- 開催日時
令和5年12月26日（火）（受付）13:30（開始）14:00（終了）16:00
- 開催場所
倉敷市保健医療センター 大会議室（倉敷市新田2689番地）
- 申込
裏面の申込用紙をFAXまたはメールで下記に提出
倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室
FAX: 086-422-2016
メール: wlfqsc@city.kurashiki.okayama.jp
- 申込締切
令和5年11月30日（木）

当日のメニュー（予定）

- 14:00～15:00
講義:「認知症カフェ現状と他市の取り組み紹介」
講師: 美作大学 教授 堀川 涼子氏
- 15:00～16:00
情報交換:「カフェの運営方法を話そう」
少人数ごとのグループに分かれて、情報交換を行います。
みんなでアイデアを出し合って、より良い運営を目指しましょう
- 助言・まとめ



【主催・問合せ先】 倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室 認知症カフェ担当
電話 086-426-3417

認知症の人と生きる地域をつくる

- 認知症施策推進大綱において、令和7年までに全市町村でチームオレンジ（認知症の人本人・家族のニーズと認知症マイスター【認知症の方と家族を地域で支えるボランティア】を中心とした支援をつなぐ仕組み）を整備することが求められているなか、令和3年、岡山下初となるチームオレンジ拠点を整備。現在、3か所のチームオレンジが活動中（令和6年6月現在）。
- チームオレンジは認知症の人本人・家族の支援ニーズを満たす場だけではなく社会参加活動の場や当事者の発信支援の機会として捉えている。



倉敷市1か所目
「ちょこっと亭」の様子

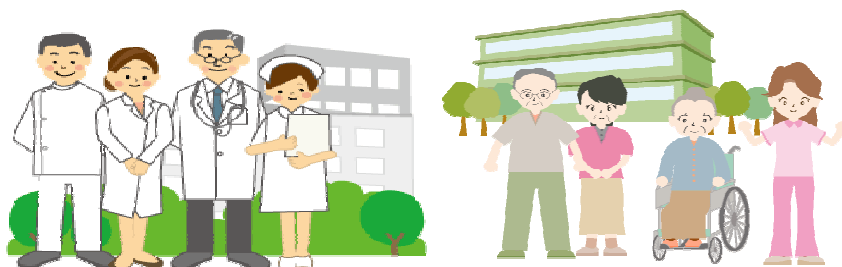


倉敷市2か所目
「ボレボレハウス」の様子



21

④ 在宅医療・ 介護連携の推進



在宅医療・介護連携推進が求められる背景

人口構造 の変化

- ・総人口はすでに減少局面
- ・2040年にかけて85歳以上の人口が増加する

ニーズの 変化

- ・医療と介護の複合ニーズを有する高齢者が増加していく
- ・生活支援のニーズを有する高齢者も増加していく
- ・病気の発症/再発リスクが高まり、入退院を繰り返す高齢者が増加していく
- ・死亡者数が2040年頃まで増加していく

市民の意識

- ・医療や介護が必要になったときの療養場所として自宅を望む方が半数以上
- ・最期まで自宅で療養できるかについて「困難」「分からない」と答えた人が合わせて約9割。「困難」と回答した理由は「家族に迷惑がかかるから」が7割以上
- ・終末期の医療や介護について、「家族と話し合ったことがない人」は約7割。「人生会議やACPIについて知らない人」は約8割

限られた医療・介護資源の中で、人口構造の変化によるニーズの変化への対応が必要となる。
市民が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、**在宅医療の推進、医療・介護の連携強化が求められる。**

★医療/介護/生活支援を包括的に提供するための体制づくりが必要

- ・多様な場面（日常生活/入退院時/急変時/看取り）での医療と介護の連携強化
- ・重度要介護者の生活を支えるための体制づくり
- ・在宅医療・介護を支える地域づくり

第9期の
重点項目

★人生会議（ACP）の医療や介護が必要となったときの備えに関する普及啓発などの取組が必要

- ・市民が在宅医療・介護を具体的にイメージができる取組の推進
- ・市民が家族や関係者と話し合うきっかけづくり
- ・ACPに関する専門職の支援力向上

23

多様な場面で必要になる医療・介護連携の強化に向けて

在宅医療・介護連携 推進検討会議

【目的】

在宅医療・介護の連携推進に向けて、医療・介護専門職、行政職員が、倉敷市における現状や地域で目指すべき姿を共有したうえで、課題の抽出や解決への対応策を検討することを目的として開催する。

【内容】

第1回

4つの場面（入退院時の支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）における目指すべき姿を設定した。

第2回

「入退院時の支援」について現状の共有と意見交換、課題の抽出と対策の検討を行った。

【実施回数】

2回

倉敷もの忘れ・認知症 事例検討会

【目的】

関係機関同士の顔の見える関係づくりや連携強化・支援力の向上。また、認知症があってもなくても安心して暮らせるための地域づくりをおこなう。

【内容】

認知症に関する事例検討

【実施回数】

2回



在宅医療をすすめる会

【目的】

倉敷市の在宅医療推進に向けて、在宅診療に関心のある医師が安心して在宅医療を始められるために、知識や体験を提供し、在宅医療の実施につながることを、また、多職種との顔の見える関係を構築するきっかけとなることを目的として実施する。

【内容】

第1回

講演：「岡山県北でのACP（人生会議）普及の取り組みについて」

講師：奈義ファミリークリニック
松下医師

第2回

講演：「在宅医療の普及に向けて～訪問診療医にできる在宅緩和ケア～」

講師：TEAMBLUEやまと診療所
柳澤医師

* ACP（人生会議）とは、将来に備えて、本人やその家族と医療・介護従事者等が前もって具体的な治療・療養について話し合う過程の事

市民向けの在宅医療・介護の普及啓発（講演会）

【目的】

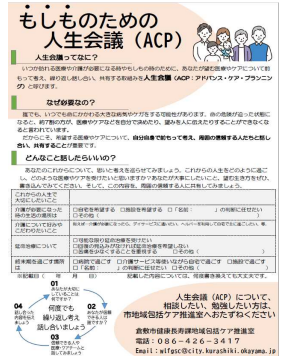
今後、「ほとんど在宅、時々入院・入所」を実現するための医療介護連携体制の構築が重要になる。また、専門職だけではなく、地域住民にも「自分ごと」として捉えることが出来る人を増やすために講演会を開催する。

【内容】

講演：「いつまでもその人らしく家で過ごすために～在宅医療の実際～」

講師：TEAM BLUE やまと診療所
副院長 柳澤博医師

参加者：98名



その他、市民向けのチラシも作成しました。

御清聴ありがとうございました。

